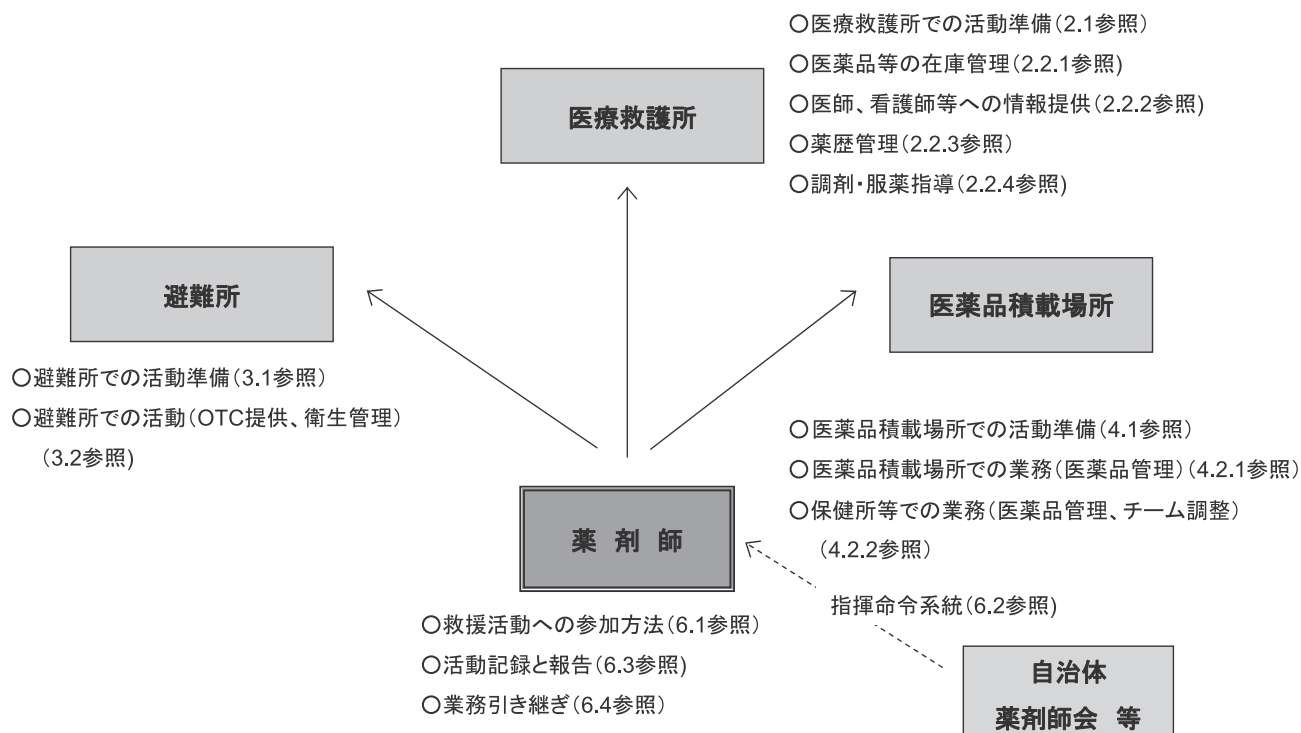


第 4 章

災害時の薬剤師の救援活動

第4章 災害時の薬剤師の救援活動

災害発生時の対応 ～救援活動を行う場合～



大規模な災害時には、災害救助法に基づき、避難所や救護所が設置される。薬剤師による救護活動は、被災者への医薬品の提供のみならず、支援物資としての医薬品等の仕分け、災害医療チームへの参画、衛生状態の確保等、多岐にわたるものである。自治体や薬剤師会との連携下で、薬剤師が積極的に活動することが求められる。

1 薬剤師の主な救援活動

被災地における薬剤師の主な活動は、①災害医療救護活動（医療救護所での活動）、②被災者への支援（避難所での活動）、③医薬品の安定供給への貢献（医薬品集積所での活動）、④その他に大別される。

2 医療救護所における活動

大規模災害時には、自治体の指定した避難所に多くの被災者が集まり、また自治体の指定した避難所以外にも、自然発生的に多くの避難所ができあがる。これらのうち比較的規模の大きい避難所には医療救護所が設けられ、自治体や医療機関より派遣された医療チームにより医療救護活動が行われる。

医療救護所においても医薬品は当然使用されるが、その医薬品は平時と異なり種類が限定される。また、医療チームにおいては医師が自らの専門科以外の患者に対応し、平

時に使用したことのない銘柄の医薬品を使わざるを得ない。さらに、医療用医薬品の代替として一般用医薬品を活用せざるを得ない場合もある。

被災地の医療救護活動において、薬剤師には、単なる調剤や服薬指導にとどまらず、医師等に対して医薬品の選択や同種同効薬（代替薬剤等）について助言を行うなど、医薬品の適正使用に貢献する幅広い活動が要求される。

2.1 医療救護所での活動準備

- (1) 前任の医療チームや活動場所の責任者（管理者）と打合せを行う
- (2) 電気、水道、ガスなどのライフラインの状況を確認する
 - ライフラインの状況に応じた医薬品の保管・管理方法を検討する
- (3) 現地での医薬品等の補給方法を確認する
 - 医薬品集積所への発注方法等を確認する
- (4) 現地での他の医療チームの活動状況を把握し、薬剤師同士の連携が取れるように努める
- (5) 地元薬剤師会の活動状況を確認し、連携が取れるように努め、連携して活動できることがあれば積極的に行う
- (6) 近隣医療機関の診療状況、薬局の調剤業務の状況を確認し、支援できることがあれば積極的に行う
 - 院外処方箋を応需できる薬局が近隣にあるかを確認する

所属の医療機関の医療チームの一員としてではなく、薬剤師会活動に参加して医療救護所へ派遣された場合は、現地で薬剤師を帯同していない医療チームに合流して活動することになります。現地で医療チームに合流した場合は、チーム内で緊密な連携を図ることが求められます。

2.2 医療救護所における主な業務

医療救護所において、派遣される薬剤師班は、医療救護班と連携して、傷病者等に対する調剤業務、医薬品等の供給、医薬品管理、服薬指導を行う。この場合、薬剤服用履歴に関する情報提供及びお薬手帳を利用した副作用歴、アレルギー歴、薬剤服用歴等の患者情報の聞き取りと情報提供により処方支援を実施する。

また、医薬品等を薬効別に分類管理し、医薬品の流通が不十分な間は、代替薬剤の提案等を率先して行う等、処方支援を実施する。

2.2.1 医薬品等の在庫管理など

- (1) 医療救護所内に医薬品の保管場所及び調剤場所を確保する
- (2) 医薬品を調剤しやすいように分類する

- (3) 医薬品ごとに適切な保管が出来るように努める（要冷所保存、毒劇薬、睡眠薬等の向精神薬など）
- (4) 調剤場所に調剤用物品を配置し、衛生的な環境を整える
- (5) 医薬品の保管場所及び調剤場所は関係者以外が立ち入ることのないよう工夫する
- (6) 調剤した医薬品及び補給した医薬品を毎日集計し、記録を作成する。救護所内にある医薬品の種類・数量は常に把握する
- (7) 不足が予測される医薬品について補給の手配を行う
- (8) 医療救護所の設置されていない避難所への巡回診療用の医薬品及び調剤用資材のセットを準備する
- (9) 他の医療チームから医薬品の援助要請があった場合は、可能な限り対応する

2.2.2 医薬品使用に関する医師や看護師等への情報提供

医療救護所の限られた医薬品で最良の処方・治療が出来るよう、医療救護所内の医薬品の在庫を把握し、医師に対し使用できる同種同効薬（代替薬剤等）の選択・提案などを行う。看護師等にも在庫医薬品に関する情報を提供する

2.2.3 使用薬等の聞き取り、医薬品の鑑別・特定、お薬手帳の活用

- (1) 医療救護所での診察の前に、被災者から平時に使用している慢性疾患使用薬を聞き取り、医薬品の識別・特定を行い、お薬手帳へ医薬品名等を記載する（これにより医師は効率的な診察を行うことができ、多くの患者の診察が可能となる）
- (2) 過去の薬剤服用歴がないことから、アレルギー歴、副作用歴等についても、確認し、お薬手帳に記載する
- (3) 医療救護所で調剤・交付した薬剤名等を、アレルギー歴、副作用歴とともにお薬手帳に記載し、他の医療救護班や医療機関で診察を受ける際には、お薬手帳を提示するよう勧める（被災者が処方薬を自己管理し、その後継続した薬物療法を受けることが可能となる）

2.2.4 調剤及び服薬指導

- (1) 医療救護所において調剤及び服薬指導を行う
 - 普段と異なる医薬品を使用することになる患者も多いため、十分な服薬指導を行う。特に糖尿病患者や喘息患者等への服薬指導は慎重に行う
 - 非常事態ではあっても患者のプライバシーには配慮する
- (2) 可能な限り巡回診療に同行し、調剤・服薬指導を行う
- (3) 医療チームのミーティングに参加する

〈参考〉 東日本大震災での事例

事例1（岩手県釜石市）：医療救護所に派遣されてきた医療チームの医師が院外処方箋を発行。医療チームのミーティングに地域の薬局の薬剤師が参加し、調剤する。調剤した薬剤を避難所へ持って行き、服薬指導を行う。この仕組みを地域薬剤師会で立ち上げ、運営することで、医薬品が円滑に被災者へ提供された。

事例2（宮城県石巻市）：多くの避難所に、病院まで行くことのできない被災者が多数おられた。そのため、石巻赤十字病院の医療班は避難所の巡回を行ったが、普段服用している慢性疾患の薬を求める避難者が多く、対応しきれずにいた。そこで、医師と薬剤師が同じ車で避難所を回り、慢性疾患の薬に対応する薬剤師班（チームメロンパン）を編成した。

これにより、巡回医療班はその場で処方箋を発行し、薬剤師班は石巻赤十字病院や保険薬局で調剤し、被災者へ薬を届けた。

3 避難所における活動

前述のとおり、薬剤師には医療チームに参加しての医療救護活動が求められるが、併せて、避難所における①一般用医薬品の保管・管理及び被災者への供給、②医薬品や健康に関する相談、③衛生管理及び防疫対策など、医療分野にとどまらない様々な活動が求められる。

3.1 避難所での活動準備

避難所で活動を行う場合は、避難所の責任者（管理者）と十分に打合せを行い、注意事項やニーズを把握した上で活動を開始する

3.2 避難所における主な活動

派遣される薬剤師班は、市町と協力して、健康管理チーム、精神保健医療班（こころのケアチーム）等と連携し定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態や住環境を調査するとともに、必要に応じて、一般用医薬品等の供給、服薬指導及び服薬相談業務を実施する。災害が長期化した場合、避難所の移動も考慮に入れ、率先してお薬手帳の記載を行い、重複服用、過量服用の防止に努める。避難所において、お薬相談会等を実施する。また、備蓄医薬品等の管理・保管状況の確認、使用法の指導を行う。

(1) 一般用医薬品の分類・管理

- ① 一般用医薬品・衛生材料の保管管理・交付・相談場所を確保する
- ② 一般用医薬品を交付しやすいように分類し、避難者が直接手に取ることができない場所に保管する

- (2) 一般用医薬品の供給
- ① 一般用医薬品で対応が可能と考えられる被災者に対しては、医療チームとの連携の下で薬剤師が症状等を聞き、適切な一般用医薬品を供給する。一方、一般用医薬品では対応が難しいと考えられる被災者に対しては受診を促す（これにより、医療チームは多くの患者への対応が可能となる）
 - ② 被災者のセルフメディケーション支援のため、医薬品をはじめ健康や食事に関する相談を受け、アドバイスを行う
 - ③ 避難所生活の長期化の影響に伴う、栄養バランスの悪化に対し総合ビタミン剤等を供給する
- (3) 公衆衛生活動（避難所における衛生管理及び防疫対策への協力）
- ① 保健所、保健師、看護師と連携し、薬剤師会として衛生管理を行う
 - ② 感染症対策：梅雨シーズン及び夏期におけるノロウイルス、サルモネラ菌、病原性大腸菌等の感染対策として、また、冬期におけるインフルエンザ対策として、仮設トイレやドアの把手等の消毒を行う。また、含嗽薬や手指消毒薬の配置や補充を行うとともに、「手洗いやうがいの励行」「手指消毒」「塩素系漂白剤での靴裏の消毒」等の呼びかけを行う
 - ③ 害虫駆除：夏場に大量発生するハエや蚊等の害虫対策として、被害の大きい地区の避難所に殺虫剤及び簡易噴霧器を配布するとともに、仮設トイレやゴミ置場等で殺虫剤の散布方法の説明を行う
- (4) 災害が長期化した場合、避難所の移動も考慮に入れ、お薬相談会等を開催したり、お薬手帳を活用して、臨時救護所等で処方された薬の残薬確認と、重複服用、過量服用の防止に努める

4 医薬品等積載場所における活動

大規模災害時には、厚生労働省並びに石川県薬事衛生課の指示により、被災地外からの救援医薬品や医療機器・衛生材料が積載場所に集められ、仕分けや管理が行われた後、保健所等（積載場所）を経由して医療救護所や避難所に搬出される。

医薬品等積載場所や保健所においては、医薬品等の薬効別分類、出入管理、品質管理、避難所・救護所等からの要望に応じた医薬品の供給、不足医薬品の発注、及び迅速かつ的確な搬送などを行う。

4.1 医薬品等積載場所での活動準備

派遣先の医薬品等積載場所の責任者（管理者）と十分に打合せを行い、注意事項を把握した上で活動を開始する

4.2 医薬品等積載場所における主な活動

医薬品等積載場所における、薬剤師班の活動としては、救援物資（医療用医薬品、一般用医薬品、医療機器・衛生材料等）の系統別分類・整理・保管・管理・供給（払い出し）業務と、避難所、医療救護所、施設への配送業務を行う。

4.2.1 医薬品等積載場所での主な業務

- (1) 集積された医薬品等の保管・管理
 - ① 品名、数量、同種同効薬の有無及び数量の管理
 - ② 医療用医薬品・一般用医薬品・医療機器・衛生材料等の別、薬効別、剤形別等の分類
 - ③ 有効期間・使用期限の確認・管理
 - ④ 保存に注意が必要な医薬品（要冷所・暗所保存、要防湿）の保管
 - ⑤ 取扱いに注意が必要な医薬品（麻薬、向精神薬、毒薬・劇薬等）の保管
- (2) 保健所等からの要望に応じた医薬品等の供給
- (3) 不足医薬品等の発注、行政担当者への連絡
- (4) 避難所向け救急医薬品セット及び医療機器・衛生用品等の供給

4.2.2 保健所等での主な業務

- (1) 必要な医薬品等の取り寄せ
- (2) 医薬品等の仕分け、保管・管理
- (3) 医療救護所への医薬品等の供給
- (4) 被災者への一般用医薬品の供給
- (5) 保健所等での診療に伴う調剤（医療チームへの参加）
- (6) 医療チームの残置薬の回収・整理
- (7) 「家庭用常備薬セット」の作成、仮設住宅への配付

5 施設や住宅等への巡回診療での活動

薬剤師は、市町と協力して、医療救護班の巡回診療に同行もしくは単独で訪問し、被災者の健康状態を調査し報告すると共に、服薬指導及び服薬状況の確認・残薬確認、服薬相談等を実施する。また、調査結果から必要に応じて医療救護班、健康管理チーム、精神保健医療班（こころのケアチーム）に巡回診療を依頼する。

6 災害時の救援活動に関する留意事項

被災地において救援活動を行う上では、①被災地の受入状況に合わせた行動を行う、②完全自立型の態勢で出動する、③現地の指揮命令系統に従う一ことを大原則とする。

なお、救援活動を行う上での留意事項については、資料 を参照されたい。

6.1 救援活動への参加の仕方

薬剤師が被災地において救援活動を行うには、①自治体からの要請等により、自らの所属する医療機関から医療チームの一員として出動する方法と、②薬剤師会の活動として参加する方法の2つの方法がある。

薬剤師会の活動に参加するには、石川県薬剤師会または石川県病院薬剤師会に問い合わせる（非会員の場合は住所地の都道府県薬剤師会等）。この場合、①石川県薬剤師会より3～4名の編成（薬剤師班）で被災地入りし、現地の責任者の指示で活動する、②石川県医師会から派遣されるJMAT に帯同して活動する、③石川県病院薬剤師会及び日本病院薬剤師会の調整により被災地の医療機関で活動するといった出動の仕方があり得る。

6.2 指揮命令系統

薬剤師が救援活動を行う上では、次のような指揮命令系統に従うことを原則とする。

- (1) 行政の担当者が派遣されている場所や保健所等では、そこでの行政の責任者の指示に従う
- (2) 医療チームの一員として活動している場合には、その医療チーム（または所属機関）の代表者の指示に従う
- (3) 薬剤師会の活動として参加している場合には、現地対策本部（または現地対策本部の傘下にある地域薬剤師会）の指示に従う。また、地域事情を最も良く知っている地域薬剤師会の会員の助言を受け入れることが望まれる
- (4) その他、救援活動を行う上では混乱を防ぐため、出動要請を含め、指示等の連絡は双方で担当者名及び所属等を確認し、記録しておくことが必要である

6.3 活動記録と報告

各活動場所での日々の業務記録は、そこで用いられている様式に則ることを原則とする。各活動場所での責任者に対して、適宜報告を行う

6.4 業務引き継ぎ・撤退

救援活動を後任者に引継ぐ際には、それまでの救援活動の内容を後任者にわかるように記録に残すことが重要である。また、医療救護活動終了後の余剰医薬品については、後任者に説明して引き継ぐか、あるいは携行した者が責任をもって持ち帰ることとし、放置されることのないよう留意する必要がある。

- (1) 医薬品の在庫数量の確認
 - ① 活動終了時の医薬品の在庫を明確にし、医薬品の種類・数量を記載したリスト

第4章

を作成する

- ② 他の医療チームに残薬を譲渡する場合は、医薬品リストを添えて譲渡する
- (2) 撤退時の引継ぎ及び連絡
- ① 救護活動を行う際に連携を取っていた現地指揮者及び派遣元の県薬・県病薬へ、活動終了の連絡を行う
 - ② 救護活動を他の医療チームに引き継ぐ場合は、活動状況や使用医薬品の状況を正確に報告する（撤退ではなく引き継ぎを原則とする）